

港湾空港部 TEC-FORCE活動記録(8月28日)

- 八代港における円滑な物資輸送を確保する観点から、港湾法第55条の3の3の規定に基づき、港湾管理者である熊本県からの要請を受け、国土交通省 港湾局にて港湾施設の一部を管理している。
- 管理業務の現地活動支援として、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)3名を派遣。
- 8月28日も引き続き、港湾施設の管理代行業務の支援を実施。

